

～ 国際研修 ～

第4回ラオス本邦研修

－刑事訴訟法改正を経てプロジェクト後半へ

国際協力部教官

中村 憲一

2010年7月からJICAの技術支援の一環としてラオスで実施されている「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」(4年間を予定)は、今年7月で開始から2年が経過し折り返し地点を迎えた¹。

これとほぼ時期を同じくして、今年6月に始まったラオスの国会において、民事訴訟法及び刑事訴訟法が改正され²、本プロジェクトの進行にも少なからぬ影響を与えている。

本稿では、このような中、2012年10月15日(月)から26日(金)にかけて大阪及び東京で行われた第4回本邦研修(刑事訴訟法サブワーキンググループを対象)につき報告する。

なお、本研修に先立ち、民事訴訟法及び刑事訴訟法各サブワーキンググループでは、本プロジェクトの活動の一環として、改正前の各法に基づき手続・法令チャート(以下、単に「チャート」という。)を完成させ、普及活動を終えていた³。

¹ 本プロジェクトについては、本誌において、開始時に特集記事(本誌44号)を掲載したほか、①2011年3月実施の第1回本邦研修(民法サブワーキンググループを対象。本誌47号)、②同年9月開催の現地セミナー(民事訴訟法サブワーキンググループを対象。本誌49号)、③同年10月実施の第2回本邦研修(刑事訴訟法サブワーキンググループを対象。本誌50号)、④2012年1月実施の第3回本邦研修(民事訴訟法サブワーキンググループを対象。本誌51号)を、それぞれ取り上げた。

² ラオス改正民事訴訟法及び同刑事訴訟法は、いずれも、国家主席令に基づき、既に公布・施行されている。

³ これら刑事訴訟法及び民事訴訟法のチャートは、ラオス国内の多方面において高い評価を受け、前記法改正の際には、国会議員も参考にするなどした。

1 本研修の概要

(1) 参加者

本研修には、ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長センタヴィ・インタヴォン氏を始めとする刑事訴訟法サブワーキンググループのメンバー合計13名が研修員として参加した(別添研修員名簿参照)。

講師は、いずれも本プロジェクト刑事訴訟法アドバイザリーグループの名城大学法学部・大学院法学研究科の加藤克佳教授、同志社大学大学院司法研究科の洲見光男教授、宮家俊治弁護士にお願いした。

なお、JICA長期派遣専門家である伊藤浩之検事(当部元教官)⁴が全日程に随行したほか、JICA国際協力専門員(シニアアドバイザー)の佐藤直史弁護士、同職員の板垣賢樹氏が一部日程に参加した。

(2) 目標と内容のあらまし

前記のとおり、刑事訴訟法サブワーキンググループは、ラオス刑事訴訟法に関するチャートを完成させ、その普及活動を終えていたが、その後、同法が改正され、チャートの内容が同改正を踏まえたものになるようこれを改訂するとともに、既に一部執筆が始まっていたモデル教材の内容も改正法に基づくものとすることが見込まれた。そこで、刑事訴訟法サブワーキンググループのメンバーが改正法に関する理解を深めつつ、執筆する上での問題点を克服しながら現実にモデル教材の作成を進める必要があり、

⁴ 現地プロジェクトオフィスに新たにナショナルスタッフとして加わったシーソムスック・ピパックボンマチャン氏も研修員に同行し本研修に参加した。

①日本の刑事訴訟法理論，刑事訴訟実務及び日本における法曹教育等に関して情報提供を行いつつ，②今後のモデル教材等の内容が法改正を適切に反映し充実したものとなり，③モデル教材等の執筆作業が効果的・効率的に行われるよう，本研修を実施した。

こうした目的を達成するため，本研修では

- 本職による日本の刑事司法制度，裁判所のシステム，法務・検察の関係等に関する導入講義⁵
 - ラオス改正刑事訴訟法に関するカントリーレポート
 - ラオス改正刑事訴訟法に基づくチャート（改訂版）に関する意見交換
 - ドラフトに関する意見交換
 - 大阪地方裁判所，最高裁判所，司法研修所，法務省刑事局の見学
- などを実施した（別添日程参照）。

以下では，前記カントリーレポート及びチャートに関する意見交換等で浮かび上がったラオス改正刑事訴訟法の変更点などに言及した上で，その他研修内容について若干のコメントを加える。

2 ラオス改正刑事訴訟法について

(1) カントリーレポート

カントリーレポートでは，ビエンチャン首都人民検察院副所長のブンマー・ドゥアンマラーシン氏⁶が改正法の概要について発表した。

その要旨は次のとおり。

- ・ 今回の法改正は，①ラオスの社会の変化に合わせて理論と実務の両方を変更する，②より適切に国際的な動きに合わせる⁷，③新しい条文を追加す

⁵ 講義の中で，研修員に訳語の確認をした際，ラオス語で捜査を意味するのは「スーブスワン・ソープスワン」であるが，「スーブスワン」は情報を探すことを意味し，「ソープスワン」は事情聴取をしたり証言を得たりすることを意味する（後者を単独で使うことはあるが，前者を単独で使うことはない）との説明があった。

⁶ 同氏は，ラオス改正刑事訴訟法の起草に関わったメンバーの一人である。

⁷ 同氏によると，今回のラオス刑事訴訟法改正に際しては，



改正法の発表をするブンマー氏

ることで，統一的に，より適切に実務が行えるようにする，④旧刑事訴訟法制定後に成立した人民裁判所法及び人民検察院法と用語その他の点で適合しない部分を改めることを目的とするものである。

- ・ ラオス旧刑事訴訟法は，12編・8部・122条からなるものであったが，ラオス改正刑事訴訟法は，15編・31部・275条からなるものとなった。基本的には，ラオス旧刑事訴訟法の条文を引き継ぎつつ，新たな条文を加え，より明確になるようにした⁸。
- ・ なお，ラオス改正刑事訴訟法261条は，ラオス旧刑事訴訟法の規定を引継ぎ，被告人の刑事責任を重くする再審を認める規定を置いている⁹。

(2) チャートに関する意見交換

チャートに関しては，従前取り組んできた5つのもの，すなわち，①刑事手続全体¹⁰，②捜査機関の手続，③人民検察院の手続，④人民裁判所の手続，

ベトナムその他の国の刑事訴訟法を参考にしたとのことであった。起草に当たりベトナムを訪問し，情報を収集するとともに論点をまとめたとのことであり，改正法には同国の刑事訴訟法の影響が色濃いものと思われる。

⁸ そのほか，各章毎に新たに加えられた条文について紹介があったが，その内容はここでは割愛する。

⁹ この点につき，一部研修員から，二重の危険に反することを根拠に，内容が適切でないと思われる旨の意見が述べられた。

¹⁰ このチャートに関連して，捜査官の活動について規定するラオス改正刑事訴訟法95条の1項と2項との関係，95条2項と捜査開始命令について規定する91条1項との関係などについて議論した。

⑤弁護士が参加する手続の各チャートについて、ラオス改正刑事訴訟法に基づく改訂版を取り上げて意見交換を行った。



チャートに関する意見交換の様子

本研修でその全てを扱うことはできなかったが、①刑事手続全体のチャートを見る限りでも、改正前のラオス刑事訴訟法と比較すると、

- ・ 捜査機関及び検察は、告訴又は通報を、原則として5日以内に検討する（ラオス改正刑事訴訟法90条）
- ・ 直接起訴¹¹の場合には、裁判所は、起訴状受領後48時間以内に検討の上、判決する（同法165条2項）

といった内容が定められたほか、第一審手続について詳細な規定¹²（同法185条以下）が置かれた。

なお、従前の⑤弁護士が参加する手続のチャートについては、首相令64号に基づいて作成されていたが、弁護士法が2011年12月に制定され、その後、公布・施行されたことを受け、同法に基づくものに改訂された。

¹¹ 犯罪が、軽犯罪、若しくは、重大な犯罪で法に自由剥奪期間3年以下と定められている場合、又は、例えば、目撃者がいたり、被疑者が自白したりするなど証拠が完全である場合、検察官は、捜査開始命令を発することなく、被疑者を裁判所に直接公訴提起することができる（ラオス改正刑事訴訟法157条、158条）。

¹² 改正前のラオス刑事訴訟法は、一審の審理についてわずかな条文（同法78条など）を置くだけだった。

3 ドラフトに関する意見交換について

本研修では、あらかじめ研修員が分担して執筆したモデル教材の一部、すなわち

第1章 刑事訴訟に関する知識

第1課 刑事訴訟の概要

第2課 刑事訴訟に関わる法律

第3課 刑事訴訟に関わる組織

第2章 捜査

第1課 刑事事件の捜査

第2課 刑事訴訟の開始

第3課 捜査の実行

第5課¹³ 捜査段階における被疑者の権利の保護

第3章 証拠

第1課 刑事事件の証拠

第2課 刑事事件の証拠検査

第3課 証拠の評価と検証

について、研修員同士で議論するとともに、講師がコメントした。

具体的には、第1章の第1課では、ラオスの刑事訴訟制度が職権主義・当事者主義との関係でどのように位置付けられるかを、また、第2課では、判決執行法¹⁴を取り上げるか否かを、第3課では、社会的組織の代表が弁護人となることができること¹⁵等の適否についてそれぞれ議論した。

また、第2章の第1課では、捜査の定義をどのようにすべきか、捜査の目的として何を盛り込むべきかを、第2課では、捜査開始命令に先立つ犯罪の痕跡の発見をどのように位置付けるか、捜査開始命令の原因は改正ラオス刑事訴訟法86条に列挙されたものに限定されるのかについて、第3課では、捜査の方法や強制手段につき、どの程度具体例を盛り込

¹³ 「第4課 捜査機関の行う手続における検察の役割」については、本研修では取り上げなかった。

¹⁴ 主に民事の判決の執行について規定する法律である。

¹⁵ ラオス人民民主共和国憲法84条、ラオス改正刑事訴訟法74条。

めばいいか、また、捜査機関が検察院又は裁判所の命令を要する場合につき分けて記載すべきかを討論した。



ドラフトに関する意見交換の様子

さらに、第3章では、証拠能力についてどのように考えるのか¹⁶、2課の「検査」と3課の「評価・検証」に関連して、検察官はどのような場合に起訴し、裁判官はどのような場合に有罪判決を下すのか、捜査機関・検察院・裁判所の相互の関係はどのようなものか、どのような場合に間接証拠による認定ができるのかなどといった諸点に関する記載の重要性について、講師から指摘があった。そのほか、挙証責任の帰属について触れるべきであること、違法収集証拠に関して真実発見と人権保障の調和の観点から考えるべきであることなどについて、講師が言及した。

4 見学について

今回の研修では、大阪地方裁判所を訪問し、特に令状部に焦点を当てて施設見学を行い概要説明を受けたほか、裁判員裁判を傍聴した。

¹⁶ ラオス改正刑事訴訟法は、36条3項において「嘘、強制、脅迫、暴行、拷問その他適法でない行為によって得られた被疑者又は被告人の自白は、事件における証拠として使用することはできない。」と、また、42条において「この法律に違反する手段により得られた情報は、刑事事件の証拠とならない。」「刑事事件の証拠とならない情報は、法的効果を持たず、刑事手続の基礎として使用することはできない。」とそれぞれ定めており、証拠能力を意識した規定が置かれている。

また、東京に移動後、最高裁判所を見学したほか、本プロジェクトが人材育成に重きを置くものであることに加え、現在、ラオスでは、司法統一研修所の設立¹⁷が議論されていることもあり、司法研修所を見学した。

さらに、ラオスでは、特定の法律の改正に際し関連法を同時に整備しないなど立法技術において改善すべき点が認められることから、日本の刑事立法過程を参考にしてもらおうべく、刑事局を訪問し、局付による講義を受ける機会を設けた¹⁸。

5 最後に

本研修では、ラオス刑事訴訟法の改正を踏まえつつ、改訂版のチャートに関する意見交換を行い、また、モデル教材の執筆に向けた足掛かりとしてもらうため、あらかじめ研修員が用意したドラフトを題材に検討を行った。

本プロジェクトでは、教材作りにとどまらず、教材完成後の普及活動をも実施することから、プロジェクト期間の半ばを過ぎ、執筆のために残された時間は多くはなく、本研修を機に教材作りが加速することが期待される一方、プロジェクトの目的が人的・組織的な能力向上にあることに念頭に置き、基礎的な法理論の研究や実務に関する問題の分析・検討などを引き続き行っていくことが求められる。両者のバランスを取りながら今後のプロジェクトを進めるのは、決して容易なことではないであろう。

他方、本文中でも言及したように、ラオスでは司法統一研修所の設立に向けた動きが見られ、現行プロジェクトというより、主として次期プロジェクト

¹⁷ 2013年末ないし2014年初めの設立を目指し、裁判官や検察官、司法省職員（弁護士を加えるべきか否かについては議論がある。）の導入教育実施を検討しているようであるが、未だ計画は確定していない。

¹⁸ 刑事立法作業に関する一般的な講義にとどまらず、局付が関わった、いわゆるサイバー犯罪に対応するための刑法及び関連法改正を取り上げてもらい説明を受け、研修員にとっても大いに参考になったと思われる。

ないしフェーズのあり方に関わるものであろうが、
ラオスの法律人材育成の枠組みに関連する問題であり、
今後の展開をも注視する必要がある。

本研修においても、大変多忙な中、本プロジェクトアドバイザーグループ委員の加藤教授、洲見教授、
宮家弁護士には大変熱心に意見交換等に御参加いただいた。また、
見学の際には、いずれの訪問先の皆様にも大変温かく迎えていただいた。そして、
前回の刑事訴訟法サブワーキンググループの本邦研修同様、
随行した伊藤専門家に時機を得た多大な助力をいただいた。これらの方々の力なくして本研修は成り立ち得なかったものであり、皆様に心から感謝を申し上げたい。ありがとうございました。



赤レンガをバックに笑顔で集合！

ラオス法律人材育成プロジェクト第4回本邦研修

1	センタヴィ・インタヴォン	44 歳
	Mr. Sengthavy INTHAVONG ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長	
2	ソムマイ・ブッタヴォン	46 歳
	Mr. Sommay BOUTTAVONG 中部高等裁判所少年部部長／裁判官	
3	スパシット・ローワンサイ	46 歳
	Mr. Souphasith LOVANXAY 最高人民検察庁検察官研修所副所長	
4	スパポーン・インタヴォン	44 歳
	Mr. Souphaphone INTHAVONG ボーケーオ県人民検察院副所長	
5	ブンマー・ドゥアンマラーシン	43 歳
	Mr. Bounma DUANGMALASINH ビエンチャン首都人民検察院副所長	
6	チャンタブン・ペーンカムサイ	42 歳
	Mr. Chanthaboun PHENGKHAMSAI 最高人民検察庁法学研究部長	
7	ウパイワン・サイヤヴォン	43 歳
	Mr. Ouphayvanh XAYAVONG 司法省南部法科大学副学長	
8	シースダー・ソパヴァンディ	36 歳
	Ms. Sisouda SOPHAVANDY 司法省法律普及局副局長	
9	ヴィライ・ランカーヴォン	36 歳
	Ms. Vilay LANGKAVONG 国立大学法政治学部人事課長	
10	シーワン・ブンタラー	36 歳
	Mr. Syvanh BOUNTHALA 中部高等裁判所刑事部副部長／裁判官	
11	ミットラコーン・ソンカムチャン	32 歳
	Mr. Mitlakhone SONGKHAMCHAN 司法省国際協力研究所専門官	
12	ペットパサート・ヴァンナパー	31 歳
	Mr. Phetpaserth VANNAPHA 司法省北部法科大学教務課長	
13	スリデート・ソーインサイ	27 歳
	Mr. Soulideth SOINXAY 最高人民裁判所刑事部裁判官補助	

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第4回本邦研修日程

[担当教官: 中村教官 事務担当: 山口専門官]

月 日	曜	9:30	12:30	14:00	17:00
10 / 日		14			
10 / 月		JICAオリエンテーション	国際協力部 オリエンテーション (13:30~14:00)	国際協力部教官による講義 日本の刑事司法制度・法曹養成制度(裁判所のシステム、法務・検察の関係等)	JICA関西
10 / 火		改正刑事訴訟法に関するカンントリーレポート 加藤教授, 洲見教授	国際会議室	改正刑事訴訟法に基づく手続チャート(改訂版)に関する意見交換 加藤教授, 洲見教授	国際会議室
10 / 水		大阪地裁見学(法廷傍聴, 令状部見学等)	大阪地裁	改正刑事訴訟法に基づく手続チャート(改訂版)に関する意見交換 ICD教官	国際会議室
10 / 木		ドラフトに関する意見交換(第1章総論) 宮家弁護士	国際会議室	ドラフトに関する意見交換(第1章総論) 宮家弁護士	国際会議室
10 / 金		ドラフトに関する意見交換(第2章捜査) 加藤教授, 洲見教授	国際会議室	大阪高検検事長 表敬訪問 (13:45~14:00) 検事長室	大阪地検検事正 表敬訪問 (14:10~14:25) 検事正室
10 / 土		20			
10 / 日		21			
10 / 月		ドラフトに関する意見交換(第3章証拠) 加藤教授, 洲見教授, 宮家弁護士	国際会議室	部長主催 意見交換会 (12:15~13:15) 記念撮影 (13:30~)	ドラフトに関する意見交換(第3章証拠) 加藤教授, 洲見教授, 宮家弁護士
10 / 火		東京移動		最高裁見学	最高裁判所
10 / 水		司法研修所訪問	司法研修所	刑事局訪問・講義	刑事局会議室
10 / 木		ドラフト改訂・質疑応答	TIC	ドラフト改訂・質疑応答 洲見教授, 宮家弁護士	TIC
10 / 金		ラップアップ(総括質疑, 今後のモデル教材作りに関する意見交換等) 加藤教授, 洲見教授, 宮家弁護士	TIC	評価会・修了式	TIC
10 / 土		27 帰国			

※TIC=JICA東京国際センター